

第8期 守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
(令和3年度～令和5年度)
令和3年度取組計画

評価シートにおける方針カテゴリ

- ・ 継続
- ・ 強化
- ・ 新規
- ・ 見直し
- ・ 廃止

第8期 守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(令和3年度)取組計画

基本理念 「住み慣れた地域で健やかで幸せに暮らせるもりや」

基本目標	基本施策	取組名	概要	令和3年度の取組	現在の課題	取組方針	評価者(所属)
基本目標 1 高齢者が住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり							
基本施策 1 高齢者の生活を支えるサービスの充実							
	1	緊急通報体制整備事業(緊急通報システム)	ひとり暮らし高齢者等に対して急病・事故等の緊急事態に対処するために、緊急通報システムを設置します。 ひとり暮らし高齢者が増加し、利用者の増加が見込まれるため24時間365日の健康相談に対応できる機器の導入を検討します。	① 新たなシステムの導入及び周知業者との調整、広報・ホームページへの掲載、地域包括支援センター及び民生委員への情報提供 ② 継続利用者の意向確認及び手続 ③ 新規利用者の台帳整備	① 自宅鍵預かり拒否者の対応 ② 窓口来庁が困難方への対応(地域包括支援センター職員による熱中症予防訪問時、情報提供及び申請代行実施予定)	強化	健幸長寿課
	2	軽度生活援助事業	掃除・洗濯等日常生活上の援助が必要なひとり暮らし高齢者若しくは高齢者のみ世帯に軽易な日常生活の援助を行い、高齢者の自立と生活の質を確保します。	① 制度周知(チラシ作成、ホームページ) サービス一覧のチラシを民生委員・地域包括支援センター・ケアマネジャー等に配布	① 利用者が減少傾向(高齢者のニーズとサービス内容があっているのか検証必要) ② 委託先(シルバー人材センター)の人材確保	継続	健幸長寿課
	3	愛の定期便事業(ひとり暮らし高齢者乳製品配布事業)	ひとり暮らし高齢者で身体の虚弱な人や心身に機能障がいのある人、日常生活環境において孤立した状況にある人等安否確認の必要性がある人に乳製品を届け、安否確認を行います。	① 制度周知(チラシ作成、ホームページ) サービス一覧のチラシを民生委員・地域包括支援センター・ケアマネジャー等に配布	① 乳製品配布日に不在の高齢者がおり、安否確認の手間がある。	継続	健幸長寿課
	4	地域自立生活支援事業	調理が困難なひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等に対して栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、安否確認を行います。	① 制度周知(チラシ作成、ホームページ) サービス一覧のチラシを民生委員・地域包括支援センター・ケアマネジャー等に配布	① 夕食の配食と安否確認のサービスを兼ねているが、デイサービス利用時間と配達時間が重なる事例が出ている。 ② 配食と見守りサービスを可能とする委託業者が少ない。	継続	健幸長寿課
	5	生活管理指導短期宿泊事業	在宅で体調不良等により一時的に宿泊による介護や見守りが必要な虚弱な高齢者等が養護老人ホームで短期間宿泊することにより、生活習慣等の指導や助言を受けて体調調整を行い、要介護状態等への進行を予防します。	① 制度周知(チラシ作成、ホームページ) サービス一覧のチラシを民生委員・地域包括支援センター・ケアマネジャー等に配布	受入施設側から新型コロナウイルス感染症予防のために、PCR等の検査を促されるが、緊急案件の場合対応が難しい場合もある。	継続	健幸長寿課
	6	福祉タクシー券交付事業	70歳以上の高齢者のみ世帯等に対して、医療機関等への通院にタクシーを利用する際に、初乗り運賃相当額を助成することにより、医療機関等へ通院する環境を整えます。	① 制度周知(チラシ作成、ホームページ) サービス一覧のチラシを民生委員・地域包括支援センター・ケアマネジャー等に配布	高齢者のニーズに沿った支援	継続	社会福祉課

基本目標	基本施策	取組名	概要	令和3年度の取組	現在の課題	取組方針	評価者(所属)
基本施策2 相談支援体制の充実と包括的・継続的ケアマネジメントの提供							
		1 地域包括支援センターによる総合相談	介護サービス事業者、医療機関、民生委員、ボランティア等地域における様々な関係者のネットワークの構築を図ります。市民の相談しやすい環境づくりに努めます。	① アウトリーチ型相談 ・熱中症予防訪問 ・虚弱高齢者把握訪問 ・その他随時相談 ② 認知症初期集中支援チーム員活動(医療や介護サービスにつなぐ) ③ 地域のネットワーク構築	①高齢者の総合相談となる地域包括支援センターの認知度を高める必要がある。 ②支援が必要な方を早期に把握することが必要であり、関係機関や地域の民生委員等とのネットワークの構築が必要である。	強化	健幸長寿課
		2 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	高齢者が地域で安全に安心して暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じて、介護支援専門員が地域のサークル活動、シニアクラブ、ボランティア活動等介護保険サービス以外の地域の様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協働体制を整備します。 また、主治医や介護支援専門員、介護サービス担当者等との多職種協働の連携体制の構築、市内の主任介護支援専門員との協働により、介護支援専門員や介護職員の実践力向上の支援を行います。 専門職向けの研修は現状での課題に即した内容とし、資質の向上に努めます。	① 専門職向け研修会 ・南部地域包括支援センターテーマ「認知症」「めまい」 ・北部地域包括支援センターテーマ「精神疾患」 ② 地域のネットワーク構築	各地域包括支援センターが中心となった地域のネットワーク構築が必要である。	継続	健幸長寿課
		3 地域ケア会議の実施	地域包括支援センターが中心となって、定例の地域ケア個別会議を開催します。 民生委員、医療機関や警察等の関係機関や介護保険事業所等と個別課題を解決に向けた協議を行うほか、個別課題から導き出される地域課題について、地域住民と一緒に検討する場を設けます。	① 地域ケア個別会議の開催 ・毎月1回定例開催(要支援者の自立支援) ・随時開催(困難事例) ② 地域ケア推進会議の開催(地域包括支援センター運営協議会が兼ねる)	① 地域包括支援センター運営協議会以外の地域課題の共有する場の検討 ② 地域ケア個別会議の評価方法	強化	健幸長寿課
		4 地域包括支援センター事業評価の実施	地域包括支援センター運営協議会により、全国的に使用されている指標評価を用いて業務の状況や量等の程度を把握するとともに、事業の評価・点検を行います。	令和2年度から業務委託した地域包括支援センターの評価を実施し、国に報告する。	① 市内2か所に設置した地域包括支援センターの業務における課題の把握(評価結果) ② ①で把握した課題解決について	強化	健幸長寿課

基本 目標	基本 施策	取組名	概要	令和3年度の取組	現在の課題	取組 方針	評価者 (所属)
基本施策3 高齢者の社会参加・生きがい対策の推進							
		1 シニアクラブ活動	<p>地域の高齢者がお互いに交流を深め、有意義な生活を送るために市内で自主的に組織した団体による活動です。奉仕活動、各種スポーツ、趣味等の活動を通じて、積極的に生きがいづくり・健康づくり・仲間づくりを行います。</p> <p>更に、高齢消費者見守りサポーターが地域において見守り活動をする等、高齢消費者の詐欺被害防止等の普及啓発を図ります。</p>	<p>① 研修会 ② シニアクラブ連合会会報誌発行 ③ シニアスポーツ大会（10月予定）</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大予防のために活動内容の制限がある。イベント実施が難しい。</p>	継続	健幸長寿課
		2 サロン活動	<p>閉じこもり防止や仲間づくりを目的に、地区公民館や自治会集会所等を活用し運営ボランティアによる「サロン」を開設しています。</p> <p>高齢者が身近な場所で交流ができるよう、地域のボランティアや指導員と音楽や体操、茶話会及び趣味の活動等を行います。</p>	<p>① 運営ボランティア会議の開催 ② 全サロン活動の再開に向けた支援</p>	<p>① 新型コロナウイルス感染拡大の影響から活動休止のサロンが約半数ある。再開に向けた働きかけが重要となっている。 ② サロン運営ボランティアの後継者確保</p>	強化	健幸長寿課
		3 シルバーリハビリ体操推進事業（パタカ）	<p>シルバーリハビリ体操指導士を養成し、シルバーリハビリ体操（パタカ）の普及に努めます。</p> <p>市内において、3級指導士養成講習会を開催し、人材を確保します。</p>	<p>① 3級養成講座開催（10月） ② シルバーリハビリ体操を介護予防事業として、指導士会に委託。</p>	<p>① 新型コロナウイルス感染拡大の影響から活動休止のサロンが約半数あることやイベントが中止となり、指導士会の活動が減少している。 ② 新型コロナウイルス感染拡大予防を踏まえた広い会場の確保が難しい。</p>	継続	健幸長寿課
		4 介護支援ボランティアポイント制度	<p>高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行った場合に、ポイントを付与し還元することで、生きがいや介護予防につながります。</p>	<p>① 制度再開に向けた新たな活動場所の検討、調整 ② 介護保険施設等の受け入れ状況を確認し、活動再開できるよう調整</p>	<p>令和元年度開始した制度が、新型コロナウイルス感染拡大の影響から令和2年度から現在まで活動が休止状態である。活動再開に向けた取組が必要である。</p>	見直し	健幸長寿課
		5 生涯学習・生涯スポーツの機会・場の提供	<p>趣味等を生かした自発的な学習活動を行う場の提供や様々な講座を開発するとともに、芸術祭、地区公民館まつりやスポーツイベント等を通して市民の文化・スポーツ活動を支援します。</p>	<p>公民館講座、グランドゴルフ大会、スポーツイベント（予定）等</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大予防対策を講じた上で、イベント等を計画する。</p>	見直し	生涯学習課

基本 目標	基本 施策	取組名	概要	令和3年度の取組	現在の課題	取組 方針	評価者 (所属)
		6 協働のまちづくり 担い手育成事業	<p>ともに考え、教え合う双方向の学習形式を取り入れ、対話型の授業を行います。</p> <p>高齢者がまちづくりの担い手として活躍できるよう、より実践的な内容のコースを設計します。</p>	市民大学開催（オンライン受講を導入）	新型コロナウイルス感染拡大予防対策を講じながら、参加しやすい企画内容とする。	見直し	市民協働推進課
		7 高齢者就業機会確保事業	<p>高齢者の自主的な組織として、家庭、民間、官公庁等から補助的・短期的な仕事を引き受け、会員それぞれの適正に応じた仕事を行うことで、生きがいの充実を図ります。</p> <p>今後、高齢者が社会の担い手となる必要性の普及啓発を図り、新規事業への参入と人材育成を検討します。</p>	<p>高齢者の自主的な組織として、家庭、民間、官公庁等から補助的・短期的な仕事を引き受け仕事を行う。</p> <p>（行政は後方支援）</p>	会員の増加を目標に活動を活性化する。 （行政は後方支援）	継続	健幸長寿課

基本 目標	基本 施策	取組名	概要	令和3年度の取組	現在の課題	取組 方針	評価者 (所属)
基本施策4 在宅医療・介護連携の推進							
	1	在宅医療と在宅介護の連携強化	取手市医師会管内（取手市・守谷市・利根町）の医療機関と介護事業所等の関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの現状や課題の解決策等を協議し、提供体制を構築します。 地域の医療・介護の資源を「見える化」することにより、資源の有効活用を推進するほか、在宅医療・介護の連携強化のための情報共有シート・システム等の導入について検討を行います。 また、在宅医療・介護連携に関する相談支援センターの機能強化を図るとともに、市内医療機関及び介護事業所との連携会議を開催します。	① 取手市医師会管内の医療機関・介護事業所等の関係者とのワーキング会議開催（多職種研修会の開催企画等） ② 市内医療機関・介護事業所との情報共有会議の開催	① 医療と介護の連携を推進するにあたり、多職種が抱える課題を把握し、研修会を開催する必要がある。 ② 在宅医療介護連携情報システムを活用する医療機関・介護サービス事業所等が増えない。	継続	健幸長寿課
	2	入退院時における医療機関・介護事業所等関係者間の情報共有	入退院の際に、情報共有をスムーズにすることで、必要な情報や医療・介護サービスが提供できるよう関係機関との体制構築を図ります。	市内医療機関・介護事業所との情報共有会議の開催	連携様式を医療機関・介護支援専門員が活用し、医療と介護の切れ目ない支援ができるような体制にすることが必要である。	継続	健幸長寿課
	3	医療機関と介護事業所間の人的ネットワークの強化	取手市医師会管内の医療機関と介護事業所等による研修会を開催し、顔の見える関係づくりを図ります。	取手市医師会管内の医療機関・介護事業所等の関係者とのワーキング会議開催	医療と介護の連携を推進するにあたり、多職種が抱える課題を把握し、顔の見える関係づくりを進めていく必要がある。	継続	健幸長寿課
	4	地域住民への普及啓発	地域住民を対象に在宅医療や介護に関する講演会・シンポジウムの開催や、パンフレットの作成・配布等の普及啓発を実施します。	取手市医師会管内の医療機関・介護事業所等の関係者とのワーキング会議開催（住民向け研修会の開催企画）	在宅医療と介護の連携について、住民ニーズを的確に把握する必要がある。	継続	健幸長寿課

基本目標	基本施策	取組名	概要	令和3年度の取組	現在の課題	取組方針	評価者(所属)
基本施策5 家族介護者への支援							
	1	徘徊高齢者等SOSネットワーク事業	地域における認知症高齢者の見守り体制である「守谷市徘徊高齢者等SOSネットワーク」を活用し、徘徊により行方不明となった高齢者等の早期発見や迅速な身元判明につなげることで、高齢者等の安全確保と家族の負担軽減を図ります。 引き続き、広報紙等による「守谷市みまもりシール」についての周知を徹底するとともに、介護支援専門員等の協力を得て家族への働き掛けを行い、事業への登録を促進します。	①広報やホームページ等での事業の周知 ②市内居宅介護事業所(ケアマネジャー)への周知	徘徊等問題行動後に登録となる認知証の方がいる。	継続	健幸長寿課
	2	認知症の方の家族のつどい	認知症の人を介護している家族に対し、認知症を理解するための勉強会や、介護経験のある家族同士の交流の場を設け、家族の負担軽減を図ります。	「認知症の方の家族のつどい」を6月から毎月開催	参加者の固定化があるため、参加しやすい工夫が必要である。	継続	健幸長寿課
	3	寝たきり高齢者紙おむつ支給事業	高齢者を在宅で介護する家族に対し紙おむつを支給し、家族の負担軽減を図ります。	①紙おむつ支給方法の変更 ②紙おむつ支給事業の周知(市民、ケアマネジャー)	サービスが必要な方への周知	強化	健幸長寿課
基本施策6 地域共生社会の推進							
	1	生活支援体制整備事業	日常生活圏域(6圏域)ごとに設立されているまちづくり協議会地域福祉部会(仮称)を基盤として、各地区における高齢者に関する情報共有や支え合いの活動などの取組が推進できるようにします。	①関係課、関係機関との情報共有 ②まちづくり協議会地域福祉部会へ社会福祉協議会及び健幸長寿課職員が出席し、高齢者に関する情報提供・意見交換を実施	地域の多様な関係団体や職種がまちづくり協議会地域福祉部会に所属されていない。	強化	健幸長寿課 社会福祉協議会
	2	生活支援コーディネーターの配置	守谷市における生活支援コーディネーターは、守谷市地域福祉計画及び守谷市地域福祉活動計画を理解し、6地区の地域性や社会資源を把握した上で、地域の関係者同士をつなぐ役割を担います。 本計画期間中は、主に地域のニーズや課題の把握に努め、その内容を地域での助け合いの仕組みづくりや介護予防・日常生活支援総合事業の充実に反映させていきます。	①関係課、関係機関との情報共有 ②まちづくり協議会地域福祉部会へ社会福祉協議会及び健幸長寿課職員が出席し、高齢者に関する情報提供・意見交換を実施	コーディネーター(社会福祉協議会)の機能を十分発揮できるよう関係課、まちづくり協議会等の調整が必要である。	強化	健幸長寿課 社会福祉協議会
	3	地域ケアシステム推進事業	多様な課題を抱えている人に対して関係者の連携を強化し、相談・支援につなげます。	関係機関及び民生委員等を通じた複合的な相談に対して支援チームを調整し支援をする。	社会福祉協議会に委託している事業である。制度で支えられない部分をカバーするための活動であり、相談内容が多岐に亘っている。	継続	社会福祉課 社会福祉協議会

基本目標	基本施策	取組名	概要	令和3年度の取組	現在の課題	取組方針	評価者(所属)
基本目標2 高齢者が元気で自立した生活ができるための支援							
基本施策1 介護予防事業の円滑な実施							
		1 介護予防把握事業	要介護・要支援状態に移行するおそれのある高齢者を早期に把握し、介護予防活動への参加につなげます。	① 75歳, 79歳を対象に, 基本チェックリスト(本人の状況を確認する質問票)を発送し, 回収された方に対し, 結果票(心身の状態)を作成し通知 ② 基本チェックリストの結果, 状態に応じて介護保険申請や介護予防事業につなげる ③ 基本チェックリスト未回収の方への訪問	介護認定者が増加する80歳以前に介護予防の観点で介入できるよう, 75歳及び79歳への基本チェックリストを実施しているが, その他の把握方法も検討していく必要がある。	継続	健幸長寿課
		2 介護予防普及啓発事業	市民に, 幅広く介護予防に関する知識を理解してもらうことを目的として, 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成及び配布, 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための有識者等による講演会や専門職による相談会等を開催します。 また, 介護予防の普及啓発に資する運動, 高齢者の低栄養や肺炎予防等につなげるための栄養, 口腔等に係る専門職による出前講座や介護予防教室の開催, シルバーリハビリ体操(パタカ)による介護予防を推進します。 6地区の地域特性を踏まえたフレイル予防教室を展開します。	①生きがい活動支援通所事業(げんき館, ミ・ナーデげんき館) ②作業療法士及び管理栄養士, 歯科衛生士による個別指導 ③専門職による出前講座(サロン・シニアクラブ等の要請により実施) ④介護予防普及啓発講演会・予防教室 ⑤公園を活用した運動教室 ⑥シルバーリハビリ体操推進事業委託(市民との協働事業)等	令和2年度は, 新型コロナウイルス感染拡大防止による活動制限から, 通常どおり実施することができなかった。 新型コロナウイルス感染予防を踏まえた新たな介護予防の取組が必要となる。	強化	健幸長寿課
		3 地域介護予防活動支援事業	介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修や介護予防に資する地域活動組織支援等を行い, 地域での介護予防活動を推進します(人づくり, 環境づくり)。	①認知症予防リーダー養成教室の開催 ②①の教室受講者の活動支援 ③介護支援ボランティアポイントの再開調整 ボランティア活動の場の検討 受入れ施設の調整	①新型コロナウイルス感染拡大により活動を中止している介護予防ボランティアポイント制度の見直しが必要である。 ②認知症予防リーダー養成教室受講者の自主活動までの継続的な支援	強化	健幸長寿課

基本 目標	基本 施策	取組名	概要	令和3年度の取組	現在の課題	取組 方針	評価者 (所属)
		4 一般介護予防事業 評価事業	一般介護予防事業の評価・検証を行い、事業の実施方法等を検討し、事業内容を改善します。	介護予防事業の評価実施（講師による助言を受ける）	介護予防事業の取組評価を実施することで、効果の見える化を図る。	継続	健幸長寿課
		5 地域リハビリテーション活動支援事業	作業療法士（健幸長寿課）がサロンや講座等における市民への介護予防に関する技術的助言を行います。また、介護職員等への介護予防に関する技術的助言及び地域ケア会議やサービス担当者会議におけるケアマネジメント支援等、介護予防の取組を総合的に強化します。	① げんき館職員への、作業療法士によるリハビリ的技術支援の実施（月1回） ② 市民ボランティアへの支援研修会（新型コロナの関係で中止） ③ サロンに作業療法士が出向き、環境評価と活動の状況の聴き取り実施	リハビリ専門職による助言や指導は、日頃意識がされていない課題に気付くことができる有効な手段である。継続的に実施することで、地域の高齢者が安心して活動できることにつながる。	継続	健幸長寿課
		6 介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス）	指定事業所によるみなしサービス以外のサービスとして、緩和した基準によるサービスである訪問型サービスA等の導入を検討します。	新たなサービス導入に向けた情報収集及びサービス内容の検討	新たなサービスを担う事業所や団体等の調整が必要である。	新規	健幸長寿課
		7 介護予防・生活支援サービス事業（通所型サービス）	指定事業所によるみなしサービス以外のサービスとして、保健・医療の専門職により提供される3～6か月の短期間のサービスである通所型サービスC等の導入を検討します。	新たなサービス導入に向けた情報収集及びサービス内容の検討	新たなサービスを担う事業所や団体等の調整が必要である。	新規	健幸長寿課
		8 介護予防・生活支援サービス事業（介護予防ケアマネジメント事業）	要支援者等に対するケアプラン作成を行います。	要支援者等に対するケアプラン作成を委託地域包括支援センターが実施する。	ケアプラン作成を担う居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）数が増加しない。	継続	健幸長寿課 （地域包括支援センター）
		9 保健事業と介護予防の一体的な実施	国保データベース（KDB）システムを活用した健康地域課題を分析し、リスクのある高齢者に対して低栄養防止・重症化予防などの個別指導を行います。 また、通いの場等への積極的な関与を行い、フレイル予防などの集団指導を行います。	後期高齢者医療保険担当部署（主管課）が介護予防担当及び健康づくり担当部署との連携・協働で、フレイル予防・生活習慣病重症化予防等の指導を行う。	保健師及び管理栄養士等専門職の確保	新規	国保年金課 健幸長寿課 保健センター

基本目標	基本施策	取組名	概要	令和3年度の取組	現在の課題	取組方針	評価者(所属)
基本施策2 認知症を地域で支える仕組みづくり							
		1 認知症初期集中支援推進事業	<p>かかりつけ医と連携して早期に認知症専門医への紹介、診察、確定診断につなげます。</p> <p>軽度認知障害(MCI)や若年性認知症の人の把握と早期対応について、医学的見地を踏まえながら認知症サポート医と連携して対応策を検討します。</p> <p>認知症サポート医と医療と介護の専門職で構成される認知症初期集中支援チームが、認知症の専門医療や介護サービスにつなげていない認知症の人を訪問し、医療や介護サービスが利用できるように支援します。</p>	<p>認知症初期集中支援チーム員が、市民等からの相談を受け診断がない認知症の方の支援を実施。事例については、月1回チーム員会議を開催し、サポート医と処遇検討を実施</p>	<p>家族の相談だけでなく、医療や介護の関係者からの情報提供を受け、認知症高齢者が安心して地域で暮らせる仕組みづくりが必要である。</p>	継続	健幸長寿課
		2 認知症地域支援・ケア向上事業	<p>地域の実情に合わせて、認知症に関する知識の普及啓発、家族向けの介護教室の開催、ボランティアの育成を検討します。</p> <p>地域で認知症高齢者を支える民間事業所の見守りネットワークを構築します。</p> <p>地域において認知症の人とその家族、地域住民、認知症サポーターや専門職が集う場としての認知症カフェを広げ、認知症の人を支えるつながりを支援するとともに、家族の介護負担軽減を図ります。</p> <p>認知症患者のニーズを把握し、支援ネットワークについて検討します。</p>	<p>医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携を図るための支援や相談業務、認知症の当事者が地域において生きがいをもって生活を送れるような体制を構築する。</p> <p>ア 認知症予防リーダー養成教室、認知症サポーター養成講座の開催(地域で活躍するリーダー養成)</p> <p>イ 地域で認知症声かけ訓練を開催</p> <p>ウ 徘徊高齢者等SOSネットワーク事業の推進</p> <p>エ オレンジカフェの開催</p> <p>オ 認知症ケアパスを活用し出前講座で啓発活動を実施</p>	<p>認知症高齢者の問題を我が事と捉えてもらうために、多種多様な手段・場所で啓発していくことが必要である。</p> <p>認知症の理解を推進するために、住民参加型のオレンジカフェ・高齢者見守り訓練などを地域展開していくことが重要な取組みと考える。</p>	強化	健幸長寿課
		3 認知症の発症予防	<p>高血圧や糖尿病といった生活習慣病は、認知症発症のリスクが高くなるため、生活習慣病の予防が必要な方への指導を強化していきます。</p> <p>運動の習慣は、認知機能を向上させ、認知症のリスクを低下させるため、効果的な運動について普及していきます。</p>	<p>特定健康診査の結果に基づき、</p> <p>①特定保健指導(訪問、集団指導)</p> <p>②生活習慣病重症化予防指導</p> <p>③糖尿病教室等集団指導</p>	<p>①特定保健指導を希望しない人が多い。</p> <p>②生活習慣の改善・医療機関への受療行動に結び付かない人がいる。</p>	継続	保健センター
		4 認知症サポーター養成事業	<p>認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバンメイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の方と家族を支える認知症サポーターを養成します。</p>	<p>地域包括支援センター職員等がキャラバンメイト養成講座を受ける。</p> <p>市民向けに認知症サポーター養成講座を開催する。</p>	<p>認知症サポーター養成講座を開催する企業等が少ない。(周知不足)</p>	継続	健幸長寿課

基本 目標	基本 施策	取組名	概要	令和3年度の取組	現在の課題	取組 方針	評価者 (所属)
		5 徘徊高齢者等SOSネットワーク事業	<p>地域における認知症高齢者等の見守り体制である「守谷市徘徊高齢者等SOSネットワーク」を活用し、徘徊により行方不明となった高齢者の早期発見や迅速な身元判明につなげることで、高齢者の安全確保と家族の負担軽減を図ります。</p> <p>登録者には、登録者の靴、持ち物、衣類等に貼る「守谷市みまもりシール」を無料で配布し、登録された情報は、市、警察署及び消防署が共有し、登録者が行方不明となった場合は、市とSOSネットワーク構成機関が連携して捜索します。</p> <p>介護支援専門員、医療機関、見守り活動等協力事業所等に働き掛け、事業の普及拡大に努めます。また、事業の実効性を高めるため、認知症サポーターを中心とした徘徊高齢者声掛け訓練を行います。</p>	<p>①市内居宅介護支援事業所のケアマネジャーに「守谷市徘徊高齢者等SOSネットワーク」事業について周知をする。</p> <p>②地域で認知症高齢者声掛け訓練を実施する。(まちづくり協議会との協働)</p>	<p>徘徊等の問題行動が起きてからの「守谷市徘徊高齢者等SOSネットワーク」に登録する認知症の方が多い。</p>	見直し	健幸長寿課
		6 見守り活動等に関する協定の締結と協定に基づく事業の実施	<p>宅配事業者、新聞販売店、金融機関、タクシー会社等の55事業所と「見守り活動等に関する協定」を締結しています(令和2年10月1日現在)。</p> <p>協力事業所は、日常の業務の中で、新聞や郵便物がたまっている、洗濯物が干したままになっている、ひとりで歩いている高齢者等に異変があることに気付いた等の場合は市に通報し、通報を受けた市は、必要に応じて警察等に通報し、安否確認を行って早期解決を図ります。事業所に対する「守谷市みまもりシール」の周知を継続し、認知症サポーター養成講座の受講を勧めるとともに、協力事業所の拡大を図ります。</p>	<p>①見守り活動協力事業所を増やすために、広報等で活動を周知する。</p> <p>②協力事業と情報共有する場をつくる。</p>	<p>認知症サポーター養成講座を受講する事業所が少ない。</p>	継続	健幸長寿課

基本 目標	基本 施策	取組名	概要	令和3年度の取組	現在の課題	取組 方針	評価者 (所属)
基本施策3 高齢者の健康づくり							
		1 がん検診の実施	各種がん検診を行い、疾病の早期発見・早期治療に努めます。	がん検診（集団検診・医療機関検診の予約・実施）	健診会場が密にならないように完全予約制とする。予約方法の検討	継続	保健センター
		2 健康診査（特定健康診査、後期高齢者医療健康診査）の実施	生活習慣病の予防、重症化予防に向けて、健診の受診率向上に努めます。	①特定健康診査の予約・実施 ②後期高齢者医療健康診査の予約・実施	健診会場が密にならないように完全予約制とする。予約方法の検討	継続	保健センター
		3 保健指導の実施	メタボリックシンドローム該当者への指導及び血圧・血糖値が高く医療機関への受診が必要な人への指導を強化し、生活習慣病の重症化予防に努めます。	①特定健康診査実施後メタボリックシンドローム該当者の保健指導を実施 ②後期高齢者医療健康診査後の保健指導を実施	保健指導実施するマンパワー不足 集団指導の開催	継続	保健センター
		4 健康教育の実施	生活習慣病の予防に向けて、生活習慣病予防教室、骨粗鬆症予防教室等を実施します。	糖尿病教室等の生活習慣病予防教室を実施		継続	保健センター
		5 歯周疾患医療機関検診	口腔の健康は、市民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たすとされていることから、40歳、50歳、60歳、70歳の市民に対し、歯科検診の受診勧奨を行います。	4月に対象者に健診案内の個別通知を発送（要予約）	歯科検診の受診率向上	継続	保健センター
		6 高齢者インフルエンザ予防接種、高齢者肺炎球菌予防接種への助成	予防接種を希望する高齢者が接種できる環境を整え、感染症の重症化予防を図ります。	①高齢者肺炎球菌 対象者に4月上旬に案内通知発送 ②高齢者インフルエンザ 対象者に9月下旬に案内通知発送	新型コロナワクチン接種の推進	継続	保健センター
		7 ラジオ対応を活用した健康づくり	市民主体の健康づくり活動を支援するため、希望する市内の活動団体に対し、ラジオ体操CD及び再生機器の貸し出しを行います。	保健センター予定表などで「ラジオ体操CD貸出事業」の周知を実施	利用団体を増加させる	継続	保健センター

基本目標	基本施策	取組名	概要	令和3年度の取組	現在の課題	取組方針	評価者(所属)
基本目標3 高齢者のニーズに応じた公的サービスの提供							
基本施策1 高齢福祉サービスの充実							
	1	障害福祉サービスと介護保険サービスの円滑な接続	障がいのある人が65歳以上になった時に、介護保険サービスの利用に円滑に移行できるよう、関係者間での情報共有を行うことで、一人ひとりの生活状況等に応じた適切なサービスの提供を図ります。	支援が必要と判断した場合、随時ケース会議の開催	65歳以上の場合介護保険制度優先となる。	継続	社会福祉課 介護福祉課
	2	養護老人ホーム入所措置	身体上、精神上、環境上に問題があり、かつ経済的に困窮している人で、自宅で生活することが困難な人に対して、養護老人ホームの入所手続きや相談を行い、安定した生活を確保します。	自宅で生活することが困難な人に対して、養護老人ホームの入所手続きや相談を随時行う。	問題が表面化しない限り相談につながりづらい。	継続	健幸長寿課
基本施策2 高齢者の権利擁護のための支援の充実							
	1	成年後見制度の利用促進	成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、成年後見制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介などを行い、親族等による申立てが困難な場合には、市長申立てのための支援を行います。 また、制度周知、支援の必要な人の発見、相談支援等を行う地域連携ネットワークを構築し、合わせてネットワークを維持し発展させていくためのコーディネーター役を担う中核機関と、中核機関やネットワークでの取組や課題を協議する場として協議会の設置に向けて、具体的な検討を深めます。	①権利擁護関係機関情報交換会 ②成年後見制度担当者連絡会(関係課及び社会福祉協議会)	成年後見制度の関係課及び関係機関との定期的な情報共有の場、中核機関の設置に向けた具体的な取組が必要である	強化	健幸長寿課 社会福祉課
	2	権利擁護事業	地域住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、専門的・継続的視点から、高齢者の権利擁護のための必要な支援を行います。	①地域包括支援センターとの協働で専門職向け研修会(成年後見制度)を開催(7月) ②虐待ケース(疑いも含む)の情報共有及び対応検討会等を地域包括センターと市が協働で開催し、役割分担の中で支援を行う。	①虐待に対する啓発及び予防 ②成年後見制度に対する啓発、相談窓口の拡充	強化	健幸長寿課 (地域包括支援センター)

基本目標	基本施策	取組名	概要	令和3年度の取組	現在の課題	取組方針	評価者(所属)
		3 高齢者虐待への対応	虐待の事例を把握した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号)等に基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認した上で、個々の状況に応じた適切な対応を行います。	虐待ケース(疑いも含む)の情報共有及び対応検討会等を地域包括センターと市が協働で開催し、役割分担の中で支援を行う。	①虐待に対する啓発及び予防 ②関係機関・関係職種との連携強化	継続	健幸長寿課(地域包括支援センター)
		4 消費者被害の防止	訪問販売業者等による消費者トラブル、特殊詐欺等による被害を未然に防止するため、消費生活センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員、シニアクラブによる高齢消費者見守りサポーター等に必要な情報提供を行います。	①随時消費生活センターとの情報交換を実施 ②シニアクラブによる高齢消費者見守りサポーター研修会開催予定	消費者被害の未然防止策	継続	健幸長寿課(地域包括支援センター)
基本施策3 安心して暮らせる地域の創出							
		1 パトロール活動の推進と防犯意識の高揚	守谷市防犯連絡員協議会・守谷市防犯パトロール隊と連携したパトロール及び啓発活動を引き続き実施し、地域での防犯活動の推進と、防犯意識の高揚に務めます。	守谷市防犯連絡員協議会・守谷市防犯パトロール隊と連携したパトロール及び啓発活動実施		継続	交通防災課
		2 防犯連絡員の確保	都市化に伴う犯罪の巧妙化が進むとともに、ニセ電話詐欺も急増していることから、各地域の防犯連絡員の増加を図り、地域・警察・防犯団体と連携した防犯活動を進めていきます。	警察・各地区防犯連絡員等との連携により防犯活動を実施		継続	交通防災課
		3 交通事故防止対策の推進	高齢者の事故が多発・増加している現状から、警察や交通安全協会と連携し実施している高齢者を対象としたシルバー自転車セミナーや高齢者自転車大会などの事業を継続して行い、交通安全意識の高揚と運転技能の向上に努めます。	茨城県警察本部が企画するシルバードライバースeminar等の開催は未定	交通安全・犯罪防止、災害対策のために事業の継続は必要である。	継続	交通防災課
		4 自主防災組織の結成促進と避難支援体制の充実	災害時の避難行動において支援を必要とする高齢者等へ防災対策の充実・強化を図るため、防災講話・発災対応型防災訓練を通じて自主防災組織の結成促進と活動支援を行い、地域防災行動力の向上と避難支援体制を整備します。	①発災対応型防災訓練10月開催予定 ②自主防災組織の結成促進と活動支援を行う		継続	交通防災課

基本目標	基本施策	取組名	概要	令和3年度の取組	現在の課題	取組方針	評価者(所属)
		5 避難行動要支援者名簿の整備と更新	災害時の要援護者(避難行動要支援者)やその家族が安心して暮らすことができるよう、避難行動要支援者名簿を適切に管理します。	避難行動要支援者登録制度の推進 ○避難支援等関係者への名簿提供 ①R3.4月～ ②R3.8月～	①避難行動要支援者の同意取得 ②避難支援等関係者への名簿提供	継続	社会福祉課
		6 福祉避難所の設置	災害時に避難所での生活が困難な要介護高齢者等の生活の場を確保するために、福祉避難所の協定事業所の拡大を図ります。	介護保険施設等への協力要請(予定)	受入施設の調整	継続	社会福祉課 介護福祉課 健幸長寿課
		7 ユニバーサルデザインを意識した公共空間の創出・改善	ユニバーサルデザインを考慮した事業を継続していきます。遊歩道における休憩場所の確保については、安全や歩行スペースの確保など多面的な配慮を行った上で検討します。	インクルーシブ公園の建設に向けた協議会設置及び建設までの協議を実施	改修ができていない公園がある	継続	建設課
		8 高齢者運転免許証自主返納支援	運転免許証の全部を自主返納した65歳以上の方にデマンド乗合交通の利用券を交付します。	自主返納者にデマンド乗合交通利用券(35枚)を配布		継続	都市計画課
		9 高齢者の移動手段の確保	高齢者の移動手段として重要なコミュニティ等の充実が求められていることから、「守谷市地域公共交通網形成計画」(2017年度策定)等に基づき、既存の交通網の見直しを行い、更なる利便性向上を図ります。 また、自転車、徒歩、車いす等による高齢者等の移動について、より安全安心なまちづくりを目指します。	デマンド乗合交通の利用促進	デマンド乗合交通の利用時の問題(希望時間・利用範囲等)	継続	都市計画課
		10 感染症対策の推進	新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染拡大防止に向けて市のWebサイト等で情報発信をしていきます。 また、介護保険施設等で集団感染が発生した際は保健所等と連携を図り対応します。	①新型コロナウイルス感染症について広報や市ホームページ及びMorinfoを活用した情報発信 ②新型コロナウイルス感染状況について介護保険施設等との情報共有	新型コロナワクチン接種の推進	継続	保健センター 介護福祉課

基本 目標	基本 施策	取組名	概要	令和3年度の取組	現在の課題	取組 方針	評価者 (所属)
基本目標 4 介護保険事業の円滑な実施							
基本施策 1 介護保険の運営							
		1 介護（予防）サービス	①訪問介護 ②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 ③訪問看護・介護予防訪問看護 ④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション ⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 （医師や歯科医師，薬剤師，管理栄養士等から療養上の管理及び指導が受けられるサービス） ⑥通所介護（通所介護施設において受けられるサービス＝デイサービス） ⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション （介護老人保健施設等において受けられるリハビリテーションのサービス＝デイケア） ⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 （特別養護老人ホーム等に短期間入所し受けられるサービス） ⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 （介護老人保健施設等に短期間入所し受けられるサービス） ⑩特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 （介護付き有料老人ホームなどの特定の施設（要届出）に入居する要支援要介護者が受けられる介護サービス） ⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 ⑫特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費（支給限度基準額年間10万円） ⑬住宅改修・介護予防住宅改修（支給限度基準額20万円） ⑭居宅介護支援・介護予防支援（ケアプラン作成） ⑮介護予防・日常生活支援総合事業 （要支援者に対する訪問型サービス，通所型サービス）		住み慣れた地域や住まいにおいて，本人の選択に基づき，適切なサービスを多様な事業所・施設から効率的に提供されるよう，安定的なサービス提供量を確保する必要がある。	継続	介護福祉課
		2 介護施設サービス	①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 利用対象者：要介護3～5 ②介護老人保健施設 利用対象者：要介護1～5（リハビリテーションが受けられる施設） ③介護医療院 利用対象者：要介護1～5（長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に受けられる施設） ④介護療養型医療施設 利用対象者：要介護1～5（緊急を要する治療を終え，看護や介護，リハビリテーションが受けられる施設）				

基本目標	基本施策	取組名	概要	令和3年度の取組	現在の課題	取組方針	評価者(所属)
		3 地域密着型サービス	住み慣れた地域で生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。基本的には、利用者はサービス事業所のある市町村の住民に限られます。 ○小規模な通所介護サービス(定員18人以下) ○地域の小規模な施設に移り住んで受ける介護サービス(定員29人以下)(小規模な介護老人福祉施設入所は要介護3以上の方) ○24時間対応の訪問サービス※(要介護者のみ) ○夜間の訪問サービス※(要介護者のみ) ○認知症の方向けのサービス(通所介護・グループホーム) ○通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービス※ 【※印のサービスは、現在守谷市にはないサービス】				
		4 介護人材の確保	①介護人材の処遇改善 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定改善加算等について、市内各介護サービス事業所が加算を取得できるよう指導助言をする。 ②介護従事者に対する実践力向上(資質向上)支援 地域包括支援センターと市が情報共有及び連携を図り、専門職向け研修会を開催する。		2040年に向けて、介護人材の不足が生じることが予測されており、必要な施策を講じる必要がある。	強化	介護福祉課
基本施策2 介護給付・介護予防給付の適正化							
		1 要支援・要介護認定の適正化	認定調査要領の作成や認定調査に従事する認定調査委員を対象とする研修を実施するほか、調査結果の検証を行う等、適切な認定調査の実施に向けた取組を行います。 また、茨城県と連携して、介護認定審査会委員の認定審査に関する知識の習得・向上のための取組を実施し、介護認定審査会の公正性及び公平性の向上を図ります。				
		2 ケアプラン点検によるケアマネジメント等の適正化	介護支援専門員が作成した居宅介護(介護予防)サービス計画書(ケアプラン)について、事業所に対し資料提出を求める、または訪問調査を行い、介護支援専門員の資格を有する市職員が点検及び支援を行うことにより、個々の利用者が真に必要なサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供の改善を図ります。				
		3 住宅改修等の点検	住宅改修及び福祉用具購入・貸与については、利用者の心身の状況や住宅の状況等を勘案し、利用者の日常生活の自立を助けるために、必要と認められる場合に限り支給されなければなりません。 市が利用者宅の訪問調査や利用者に対する実態調査等を行い、必要性や利用状況等について点検することにより、不適切または不要な住宅改修及び福祉用具購入・貸与を排除し、利用者の状態に応じた適切なサービスの提供を図ります。		不適切な介護サービスの削減に努めながら、利用者に適切なサービスを提供できるようにする。	継続	介護福祉課
		4 医療情報との突合・縦覧点検	茨城県国民健康保険団体連合会の給付実績を基に、提供されたサービスの整合性の確認や介護保険と医療保険の重複請求の有無の確認を行っています。疑義のある事業所には、ヒアリングや文書の照会を行い、必要に応じて返還を求め、介護給付の適正化を図ります。				
		5 介護給付費通知	利用者本人またはその家族に対し、年2回、介護保険サービスの事業所名・介護保険サービスの保険請求状況及び利用者負担額等の介護給付についての通知を行っています。利用者自ら実際に事業所に支払われている費用を再確認し、適正なサービスの利用を促します。				